

記 録

文書番号	SCJ 第 22 期 20140430-22490000-011
委員会等名	日本学術会議 経営学委員会
標 題	経営専門職大学院の認証評価の 在り方について
作成日	平成 2 6 年 (2 0 1 4 年) 4 月 3 0 日

※ 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

本記録は、日本学術会議経営学委員会の審議結果を取りまとめ、公表するものである。

日本学術会議経営学委員会

委員長	白田 佳子	(第一部会員)	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
副委員長	川本 明人	(第一部会員)	広島修道大学商学部教授
幹事	藤本 隆宏	(第一部会員)	東京大学大学院経済学研究科教授
	奥林 康司	(連携会員)	大阪国際大学ビジネス学部教授

本記録の作成に当たっては、以下の方々にご協力いただいた。

伊藤 邦雄	(連携会員)	一橋大学大学院商学研究科教授
藤永 弘	(連携会員)	青森公立大学大学院経営経済学研究科教授
椿 広計	(連携会員)	統計数理研究所副所長
河合 忠彦		中央大学 大学院 戦略経営研究科教授
鈴木 久敏		科学技術振興機構研究開発戦略センター (JST-CRDS) 特任フェロー
キャロライン・ベントン		筑波大学教授・副学長
フランツ・バルデンベルガー		ミュンヘン大学教授

要 旨

1 作成の背景

我が国においては、「科学技術の高度化、社会・経済・文化のグローバル化などにより社会が多様に発展し、国際的競争も激しくなる中で、これまでの知識・技術や発想、思考の枠組みだけでは認識できない問題や解決不可能な問題が多く生じてきている」¹ことから、平成15年度に専門職大学院が創設された²。また、同時に、学校教育法³に専門職大学院の認証評価に関する事項が追加され、実質的に「当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5年以内ごとに認証評価を受けるものとする」との規定が設けられた^{4,5}。本記録では、専門職大学院の中でも実務家の入学希望者が多い経営専門職大学院に関わる認証評価制度の問題点を洗い直し、今後の認証評価の在り方について考察するものである。

2 現状及び問題点

平成25年7月現在、我が国には国公立大学、私立大学（株式会社立を含む）を合わせ31大学、33専攻の経営専門職大学院が設置されている（付録1参照）。これに対し、平成25年8月現在、経営専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣より認証を受けている機関は、特定非営利活動法人ABEST21⁶（平成19年10月12日認可、以下、「ABEST21」という。）及び公益財団法人大学基準協会（平成20年4月8日認可、以下、「大学基準協会」という。）の2機関である⁷。

つまり、評価を受ける専門職大学院にとっては、認証評価機関の選択肢は限定的な状況にある。こうした現状に鑑み、日本学術会議経営学委員会では、経営専門職大学院の認証評価機関の在り方について、次のとおり記録するものである。

3 記録等の内容

(1) 共通した認証評価基準の整備

文部科学省では一定の認証基準を省令により規定している。但し、現在大学基準協会とABEST21の評価基準とでは、評価視点に隔たりがある。経営専門職大学院としての基礎をなす教育体制への認証評価には、独自の観点から評価基準を設定するにして

¹ 中央教育審議会「大学における高度専門職業人養成について（答申）」平成14年8月5日。

² 学校教育法第99条第2項。

³ 第109条第3項。

⁴ 学校教育法施行令第40条。

⁵ 大学審議会（文部科学省）「専門大学院は、当該専門大学院の専攻分野に係る高度専門職業人であって専門大学院に関し広くかつ高い識見を有する者等による評価を受けるものとする。」『大学院設置基準の改正について（答申）』平成11年9月6日：第五-6

⁶ 「THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW, a 21st century organization」が正式名称

⁷ ABEST21と大学基準協会の両者は、「経営管理」、「技術経営」、「ファイナンス」、「経営情報」の各専門職大学院の認証評価を行う。両者の相違点は、大学基準協会では会計専門職大学院の認証評価も行っている点である。

も、基本的な事項については共通に基準を設定する必要がある。早急に共通認証評価基準、共通開示様式の整備を求める。

(2) 認証評価機関の評価

現在設置されている2つの認証評価機関に対しては、第三者評価が行われていない。認証評価機関自体の自己評価とその結果の開示が求められる。このことから認証評価機関に対する第三者評価を行う制度の整備について早急に検討すべきである。

(3) 評価結果公開サイトの設置

現状では認証評価を受けた全ての経営専門職大学院の認証評価結果を一度に閲覧する場がない。全ての大学の認証評価結果が1つのポータルサイトにおいて、かつ同じ書式で評価基準とともに公表されることが望ましい。

(4) 国際認証評価機関の認証評価の認定

文部科学省には、海外の認証機関による認証評価について、その質を精査した上で、「教育課程の内容についての評価は国内認証機関の認証評価と同等である。」との認定を行うことを求める。また、これら海外の認証機関より認証評価を取得した経営専門職大学院については、我が国における大学設置基準等への法令適合性の確認審査のみを求め、重ねて国内認証機関の認証評価を受審することは不要とする規定を設けることが望ましい。

目 次

1	はじめに.....	1
2	現状及び問題点.....	2
	(1) 評価機関の現状.....	2
	(2) 評価尺度.....	3
	(3) 海外における認証評価の実態.....	6
3	課題.....	8
	(1) 評価機関の自己点検.....	8
	(2) 認証結果の公開方法（ポータルサイト）.....	8
4	記録等の内容.....	9
	<参考文献>.....	10
	<参考資料>経営学委員会審議経過.....	11
	<付録>.....	12

1 はじめに

我が国においては、平成 11 年に高度専門職業人の養成に特化した大学院の修士課程（専門大学院）が制度化され、更に平成 15 年度には新たに専門職大学院の制度が創設された⁸。我が国のみならず欧米でも、経営学の分野においては、一般学生が学部卒業後に大学院へ進学し、経営学分野の研究を継続することはまれである。文部科学省の『平成 24 年度大学基本調査』によれば大学院修士課程の専攻分野別構成比では工学が 42.4%であるのに対し、経営学を含む社会科学は全体でも 11.0%に過ぎない。これは社会経験のない若い学生が、先行研究だけを通して経営学に関わる学術的理論を展開することの困難さに依拠している。一方で近年は、アメリカのプロフェッショナルスクール同様、我が国における経営学教育においても、学士取得後、社会において数年の実務社会を経験した上で、修士の学位取得を目指す、更には博士の学位を目指すことは決して稀ではなくなっている。なお、バブル経済崩壊以降は企業が全額負担して従業員をアメリカのビジネススクールへ派遣し、MBA の学位を取得させるようなことも殆どなくなり、従業員が自費で夜間大学院へ通学するケースが増えている。また、企業活動のグローバル化により、広い視野をもって実務に対応でき、かつ即戦力となる質の高い人材の確保が求められるようになってきている。このような社会からの要請を受けて、我が国でも高度専門職業人の養成に特化した社会科学系の専門職大学院が多く設立されるに至っている。実際に前述の文部科学省の調査によれば、大学院専門職学位課程の専攻分野では、社会科学が 83.1%を占めている。

ただし、専門職大学院を修了さえすれば、即戦力となる質の高い人材が育つことが保証されているわけではない。専門職大学院は、大学審議会（文部科学省）公表の答申『大学院設置基準の改正について』（平成 11 年 9 月 6 日）における、「専門大学院は、当該専門大学院の専攻分野に係る高度専門職業人であって専門大学院に関し広くかつ高い識見を有する者等による評価を受けるものとする」という制度案を基に平成 15 年度に創設されたもので、学校教育法第 99 条第 2 項に定められている。また、同時に、学校教育法第 109 条第 3 項には専門職大学院の認証評価に関する事項が追加された。なお、学校教育法施行令第 40 条において、実質的に「当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5 年以内ごとに認証評価を受けるものとする」との規定が設けられた。これにより専門職大学院の教育の質の保証を確保し、質の高い人材の育成を図ったといえる。

そこで、本記録では経営専門職大学院に関わる認証評価制度について、その問題点を洗い直し、今後の当該認証評価の在り方を記録するものである。なお、本記録でいう「経営専門職大学院」とは、いわゆる「経営（ビジネス）・MOT（Management of Technology）」という名称で区分される「経営修士」「経営学修士」「経営管理修士」「技術経営修士」「ビ

⁸ 「専門大学院」は、平成 15 年度に創設された「専門職大学院」の制度の検討時に用いられたもので、「高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程」を指す。専門職大学院制度の創設とともに廃止された。学校教育法第 109 条第 3 項では「専門職大学院」を定めている。

ジネス修士」「国際経営修士」「システム安全修士」「ファイナンス修士」の各専門職修士課程を指している。

2 現状及び問題点

我が国では、専門職大学院の認証評価を実施する機関（認証機関）を設置する際には、各機関が文部科学大臣へ申請を行う。省令に定められた一定の基準を満たしている当該機関は、中央教育審議会の審議を経て文部科学大臣より評価機関として認証される。平成 25 年 8 月現在、経営専門職大学院における認証評価機関として文部科学大臣より認証を受けている機関は、平成 19 年 10 月 12 日に認可された ABEST21、及び平成 20 年 4 月 8 日に認可を受けた大学基準協会の 2 機関である。一方、平成 25 年 7 月現在、我が国には国公立大学、私立大学（株式会社立を含む）を合わせ 31 大学、33 専攻の経営専門職大学院が設置されている。なお、文部科学省が専門職大学院の設置を制度化し、我が国に経営専門職大学院が最初に設置されたのは平成 15 年であり、経営専門職大学院の認証評価が開始されたのは平成 20 年度からである。よって多くの経営専門職大学院は平成 20 年か平成 21 年に第一回目の認証評価を受けており、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて第二回目の認証評価期日が到来する。本記録は、各経営専門職大学院が第二回目の認証評価を受ける時期が到来する時期を捉え、経営専門職大学院における認証評価の在り方を改めて検討するものである。

ちなみに、前述のとおり、我が国には経営専門職大学院の認証評価機関が 2 機関しか存在しないことから、評価を受ける専門職大学院にとっては、機関の選択肢が限定的といわざるをえない。本来、専門職大学院の評価は、機関別認証評価とは異なり、教育内容に係る専門的事項についての評価基準の設定が重要であり、専門職大学院が各認証評価機関の定めた評価基準を基にして、受審する認証評価機関を選択することのできる状況が望ましい。更には、1 専攻の評価作業に 1 年以上を要すること、及び今後さらに経営専門職大学院の増加が見込まれることから、現在の 2 機関による認証評価の現状には限界があり、何がしかの対応が求められるといえよう。

事実、公益社団法人経済同友会が平成 25 年 4 月 3 日に公表した『大学評価制度の新段階—有為な人材育成のための好循環サイクルの構築を』では、大学院研究科に対する自己点検・評価が不十分であるとの指摘がなされている。またこのような意見が公表されるということは、人材育成の観点から、大学及び大学院の評価制度についても、経済界が大きな関心を持っていることを意味している。これは経済界が、経営専門職大学院修了者に広く人材を求める一方で、必ずしも期待した人材が得られないケースが散見される経験からもたらされているといえよう。

(1) 評価機関の現状

経営学分野における平成 19 年度から平成 23 年度の認証評価の実績を調査した。設置

されている経営専門職大学院の設置年度は平成 19 年度以前が 28 専攻、平成 20 年度が 3 専攻、平成 22 年度が 1 専攻、また平成 24 年度が 1 専攻である。また平成 24 年度までに、前述の 2 つの評価機関によってこれらの 33 専門職大学院の内 31 専攻が第 1 回目の評価を受けている。1 機関平均は 16 大学院だが、実際の評価実績を観察すると、表 1 のとおり、ABEST21 による評価は 9 専攻であるのに対し大学基準協会による評価は 22 専攻と、大きな差異があることがわかる。

表 1 経営専門職大学院評価実績

年度	ABEST21	大学基準協会
20	4	9
21	1	5
22	2	6
23	1	0
24	1	2
合計	9	22

出所：文部科学省公表データから作成

当然に、複数の評価機関が存在することにより、評価機関同士が評価の質を高めるように相互に切磋琢磨することになり、結果、評価対象となる専門職大学院の教育内容をも向上させることができる。他方、専門職大学院からすれば、複数の評価機関が存在することにより、自己の教育方針や人材育成の特徴に合わせて評価機関を選択することができる。

経営専門職大学院における現状の評価実績をみると、大学基準協会を選択している大学院が多いが、これがすなわち大学基準協会の評価が優れているとは結論づけられない。評価される専門職大学院側にとっては 2 者択一の選択肢しか与えられていない現状においての結果だからである。一方で、このことは、必ずしも、全ての経営専門職大学院が認証機関選択に際して、満足のいく選択肢を与えられるとは言えないことを意味する。このような状況に鑑み、大学院の数の増大や育成すべき人材の多様化に対応して経営専門職大学院に対する認証評価の在り方を再検討する必要がある。文部科学省は機関からの認証評価機関としての申請を認可するに留まり、機関の新設に関与することはない。よって、我が国における認証評価機関の数を即座に増やすことは容易ではない。このことから、評価の在り方を再検討し、海外の認証機関との連携を推し進めるなどの工夫が必要である。また、このことにより経営専門職大学院における教育の質保証と同時に個性的な教育が普及する可能性が高まり得るといえる。

(2) 評価尺度

たとえ多数の評価機関が存在し、専門職大学院側での選択肢が増えたとしても、各評価機関の評価尺度に相違があれば、評価結果自体を比較することが意味を持たなくなる。各認証評価機関は、当該団体が行う評価基準について、学校教育法第 110 条第 2 項に規

定する基準を適用することとなっており、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められている。

- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること
- 二 教員組織に関すること
- 三 教育課程に関すること
- 四 施設及び設備に関すること
- 五 事務組織に関すること
- 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること
- 七 財務に関すること
- 八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

ちなみに、各評価項目の詳細については各機関が明示した上で、各専門職大学院から受審の申請を受けることとなっている。そこでABEST21及び大学基準協会の両機関が公表する評価項目を比較した。表2のとおりである。評価項目は各機関のホームページに公開されている情報から作成したものである。

表 2 ABEST21 及び大学基準協会における評価項目

	ABEST21	大学基準協会
目的	基準 1：教育研究上の目的 基準 2：教育研究上の目的達成の重要な要素 基準 3：教育研究上の目的の継続的な検証 基準 4：財務戦略	項目 1：目的の適切性 項目 2：目的の周知 項目 3：目的の実施に向けた戦略
教育	基準 5：学習目標 基準 6：教育課程 基準 7：教育水準	項目 4：学位授与方針 項目 5：教育課程の編成 項目 6：単位の認定、課程の修了等 項目 7：履修指導、学習相談 項目 8：授業の方法等 項目 9：授業計画、シラバス 項目 10：成績評価 項目 11：改善のための組織的な研修等
学生	基準 8：求める学生像 基準 9：アドミッション・ポリシーと入学者選抜 基準 10：学生に対する経済的及び職業支援 基準 11：教育研究の質保証のための取組 基準 12：学生の学業奨励	項目 16：学生の受け入れ方針、定員管理 項目 17：入学者選抜の実施体制・検証方法 項目 18：学生支援 項目 12：修了生の進路状況の把握・公表、 教育効果の評価の活用

教員組織	基準 13：教員組織 基準 14：教員の資格 基準 15：教員に対する教育研究支援 基準 16：教員の任務	項目 13：専任教員数、構成等 項目 14：教員の募集・任免・昇格 項目 15：専任教員の教育研究環境の整備、 教育研究活動等の評価
管理運営	基準 17：管理運営 基準 18：施設支援	項目 19：施設・設備、人的支援体制の整備 項目 20：図書資料等の整備 項目 21：管理運営体制の整備、 関係組織等との連携 項目 22：事務組織
点検・評価		項目 23：自己点検・評価 項目 24：情報公開

出所：各機関開示資料より作成。基準協会の項目が順不同なのは ABEST21 の項目に合わせる為に、順番を変更したことによる

基本的には両機関とも、各評価項目については省令に沿ったものである。但し、両者を詳細に比較した結果、項目の表現の相違だけでなく、各機関の評価ポリシーの相違が明らかとなった。また、ABEST21 の評価結果は文章による記述となっている⁹が、大学基準協会では、以下の評価基準について該当すれば○を表示する方式で開示を行っている。なお、大学基準協会が使用する「経営系専門職大学院」という表現は、本記録の「経営専門職大学院」に相当する分野を指している。このように両機関による評価結果の開示方式には大きな相違があることから、これら両機関による認証評価を一概に比較することは困難な状況にある。

[大学基準協会における評価基準]

- F 群 (Fundamental) 経営系専門職大学院に求められる基本的事項
 - 基本的事項を満たしているかどうかを評価
- L 群 (Legal) 経営系専門職大学院に関わる法令事項
 - 関係法令を遵守しているかどうかを評価
- A 群 (Advanced) 当該経営系専門職大学院固有の目的に基づき、その特色を伸長するために必要な事項
 - 固有の目的実現のために取り組んでいる特色や強みの評価

⁹ ABEST21 の評価基準に「下記の区分に従った総合評価（案）を作成する。区分 判定基準 A 本教育プログラムは、各評価基準がほとんど又は全てが満たされ、改善すべき課題の少なく、教育研究の質維持向上が十分に期待でき、非常に優れている教育プログラムである。B 本教育プログラムは、評価基準が大体において満たされ、改善すべき課題があるけれども教育研究の質維持向上が期待でき、優れている教育プログラムである。C 本教育プログラムは、評価基準が満たされているが、改善すべき課題も多くある教育プログラムである。」と記載されているが、経営専門職大学院評価には、この区分による判定はみあたらない。また大学ごとに評価報告書の記載方法も異なっている。

また注意すべき点は、各評価機関自体の自己点検及び第三者による評価が実施されていることが確認できない。大学基準協会の平成24年度の事業報告には「公益財団法人大学基準協会自己点検・評価委員会規程を設定し次年度のできるだけ早い段階で自己点検・評価報告書を取りまとめ、理事会に報告した上で、これも参考にして中長期計画を作成する予定である」との記述はあるが、具体的な自己点検・第三者評価に係る計画等が公開されていない。またABEST21については、自己点検・評価に関わる記述が見られない。そもそもABEST21では、ホームページにて確認できる最新の事業報告書は平成22年のものであり、直近年度の事業報告書が開示されていない。評価機関自体が社会から信頼を得るためには機関自体の情報開示、また第三者機関による機関評価と評価結果の開示が強く求められよう。

(3) 海外における認証評価の実態

経営学における専門職大学院として、欧米におけるビジネススクールの歴史は非常に古く、このことから、海外における経営専門職大学院の認証評価機関の経験は実績、経験ともに我が国の認証機関とは比較にならない。

主な海外における経営専門職大学院の認証評価機関としては、1916年設置のAACSB (The Association to Advance Collegiate Schools of Business) Internationalが最も歴史が古く、2013年8月現在アメリカを中心とする50カ国、681のビジネススクールがAACSBから認証評価を得ている。我が国では、慶應義塾大学ビジネス・スクール¹⁰(KBS)及び名古屋商科大学の2校が、AACSBからの認証評価を得ている。なお、テンプル大学日本校も本部であるフィラデルフィアのフォックスビジネススクールがAACSBによる認証評価を取得しており、日本でも同様の教育を提供していることをアピールしている。

また、1967年に設置されイギリスに本拠を置くAMBA (Association of MBAs) は70カ国200のビジネススクールが認証評価を得ている。名古屋商科大学は、AMBAからも認証評価を得ている。更にはベルギーのブリュッセルに本拠を置くEFMD (European Foundation for Management Development) におけるEQUIS¹¹ (European Quality Improvement System) は80カ国550のビジネススクールの認証評価を行っており、我が国では慶應義塾大学(KBS)が認証を受けている。

現在我が国では、前述のとおり文部科学大臣へ申請を行い、中央教育審議会の審議を経て省令に定められた一定の基準を満たしていることが確認された機関にのみ、文部科学大臣より専門職大学院の評価機関としての認証を受けることができる。このことから、我が国の経営専門職大学院が、もし海外の認証機関より認証評価を受けたとしても、更に加えて、文部科学省より認可された国内の認証機関より認証評価を受けなければなら

¹⁰ 経営学の修士課程は一般に「ビジネススクール」と称されているが、慶應義塾大学大学院経営管理研究科では、Keio Business Schoolの日本語での正式名称を「慶應義塾大学ビジネス・スクール」としている。

¹¹ 教育機関への認証評価は、組織全体の認証評価であるEQUIS Accredited、プログラムへの認証評価であるEPAS (EFMD Programme Accreditation System) AccreditedとCEL (teChnology-Enhanced Learning accreditation) Accreditedに分かれている。

ない。慶應義塾大学ビジネス・スクール、及び名古屋商科大学は、経営専門職大学院ではないことから、我が国での認証評価機関からの認証評価を受ける必要はなく、海外の認証評価機関からの認証評価取得に積極的に取り組んでいる。一方、経営専門職大学院では認証評価にかかる金銭的、時間的負担を考えれば、国内外の複数の機関から認証を受けることは不可能に近い。全ての授業を英語で提供し、受験者の半分が日本国内に勤務する外国人という筑波大学大学院国際経営プロフェッショナル専攻などでは、海外での認証評価機関の認証を取得することによってグローバル化に対応した教育の質の確保への期待は高いが、現実的には国内及び海外の両方の機関からの認証評価を受ける負担は大きく、現実的とは言えない。現在、文部科学省中央教育審議会大学分科会質保証システム部会では、諸外国における質保証や評価制度について調査、検討を行っており、認証評価機関の国際的連携についても検討されている¹²。このことから、海外の認証機関からの認証取得を承認する、また認証の同質性を保証する制度を取り入れるなど、新たな仕組み作りが急がれる。また、海外の認証機関からの認証を受審した経営専門職大学院については、我が国における大学設置基準等への法令適合性の確認審査のみにして、重ねて国内認証機関の認証評価を受審することは不要とする規定を設けることが望ましい。

¹²文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室、「認証評価について論点整理（案）」『質保証システム部会（第21回）配布資料』

3 課題

(1) 評価機関の自己点検

認証評価機関では、認証評価に必要な方法、体制等についての一定の基準（認証基準）が省令により規定されており、各認証機関は予め詳細な評価基準を明示した上で、機関としての審議・認証を受けることとされている。しかし、前述のように、現在、経営専門職大学院の認証評価機関として設置されている2機関が公表している各経営専門職大学院の評価結果は、同一の評価基準に従って評価されているとは言い難く、評価された経営専門職大学院の評価結果を相互に比較することは困難な状況にある。大学基準協会の評価であれば、同じ基準協会による評価結果同士の比較は、比較的容易である。しかし、ABEST21 によって評価された経営専門職大学院と、大学基準協会によって評価された経営専門職大学院を、それぞれの評価結果を並べて比較することはできない。また ABEST21 については、評価結果が文章体であり、記述方法も評価対象大学院によって異なるため、同じ ABEST21 による評価であっても、大学院間の相互比較を行うことは困難である。つまり、評価の基礎となる評価基準が同じであっても、表現や評価方法、また、評価結果の開示方法が異なることから、相互比較に困難が生じている。

このことから、できれば評価に際して用いる表現（用語）、評価方法、評価報告の表示方法などを統一することが求められる。また、現在設置されている2つの認証評価機関自体の自己評価とその結果についても開示されることが求められる。更には、認証評価機関に対する第三者評価の必要についても早急に検討すべきである。

(2) 認証結果の公開方法（ポータルサイト）

米国教育省全米教育統計センターによる College Navigator では高等教育情報の統合データベース IPEDS として政府で集計した教育機関データを公表しており、認証を受けた大学についてデータベースで検索ができるようになっている。一方我が国では、大学評価・学位授与機構において各大学の自己点検評価結果や機関別認証評価結果が閲覧できるポータルサイトは整備されているが、専門職大学院については、文部科学省のホームページから、各認証機関へのリンクをたどって、各認証評価機関がホームページで公開する情報を1つ1つ閲覧するしか方法がない。

ちなみに、大学基準協会では、評価結果及び評価に対する異議申し立て内容やその修正結果を、当該協会のホームページに公開しているが、ABEST21 では、同様のデータの公開はしていない。誰もが容易に、大学間の認証評価結果を閲覧、比較することを可能とするためには、用語の統一、開示方法や認証評価の記述（表示書式）方法が統一され、全てが同じサイトで比較できる環境の整備が早急に求められる。

4 記録等の内容

(1) 共通した認証評価基準の整備

大学基準協会では、同協会独自の「経営系専門職大学院基準」を公表している。また ABEST21 は、「ABEST21 認証評価基準の基本」を公表している。しかし両認証評価機関の評価方法には大きな隔たりがある。専門性において異なる部分があっても、経営専門職大学院としての基礎をなす教育体制への認証評価には、最低限の共通した基準を用いる必要がある。今後新設される認証評価機関も含め、我が国の経営専門職大学院における共通した(基礎となる)認証評価方法、また開示様式を早急に整備すべきである。

(2) 認証評価機関の評価

現在設置されている2つの認証評価機関自体の自己評価とその結果についても開示されることが求められる。また、認証評価機関に対する第三者評価の必要についても早急に検討すべきである。機関によっては事業計画、また直近の事業報告すら開示されていない実態に鑑み、社会への認証評価制度の信頼を得るためにも、認証評価機関自体の事業に関わる情報開示を進めるように新たな規定を設けるべきである。

(3) 評価結果公開サイトの設置

現状、認証評価を受けた全ての大学院の認証評価結果を一度に閲覧することができるサイトが存在しない。専門大学院については、文部科学省のホームページに「専門職大学院の認証評価の概要」が開設されているが、認証評価結果については各認証評価機関のホームページから閲覧するしかなく、同じポータルサイトにおいて全ての専門職大学院を横並びで比較することができない。同じ評価書式を用いて容易に各経営専門職大学院の評価結果が、比較できるポータルサイトの整備が必要と考える。

(4) 国際認証評価機関の認証評価の認定

海外の評価機関による認証評価について、その質を精査した上でそれらの認証評価をもって国内認証機関の認証評価と同等であるとの「同等性の評価」基準を設けると共に、海外の認証機関からの認証を受審した経営専門職大学院については、我が国の認証評価制度における評価は、大学設置基準等への法令適合性の確認審査のみにし、重ねて国内認証機関の認証評価を受審することは不要とする規定を設けることが望ましい。

経営専門職大学院に、海外の認証機関の認証評価を取得する機会を与えることは、経営専門職大学院教育のグローバル化の推進に寄与することは間違いない。欧米型の経営を学ぶ機会の多い経営専門職大学院（ビジネススクール）では、海外の著名な認証機関の認証評価を受けようとするインセンティブは高く、また海外の評価機関の認証評価を受審することは、日本の経営学教育が世界から評価される結果ともなる。

<参考文献>

- [1] 学校教育法第 99 条第 2 項
- [2] 学校教育法第 109 条第 3 項
- [3] 学校教育法施行令第 40 条
- [4] 公益社団法人経済同友会、『大学評価制度の新段階—有為な人材育成のための好循環サイクルの構築を』、2013 年 4 月 3 日
- [5] 公益財団法人大学基準協会、「平成 25 年度事業計画」
- [6] 公益財団法人大学基準協会、「平成 24 年度事業報告」
- [7] 中央教育審議会、「大学における高度専門職業人養成について（答申）」、平成 14 年 8 月 5 日
- [8] 文部科学省大学審議会大学院部会、「第 125 回議事要旨」、平成 11 年 8 月 25 日
- [9] 文部科学省大学審議会、「大学院設置基準の改正について（答申）」、平成 11 年 9 月 6 日
- [10] 文部科学省、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」、文部科学省令第一五号、平成 22 年 6 月 15 日
- [11] 文部科学省、「調査結果の概要」『平成 24 年学校基本調査』、平成 24 年 12 月 21 日
- [12] 文部科学省 中央教育審議会大学分科会 質保証システム部会（第 21 回）配布資料、平成 23 年 1 月 14 日
- [13] ABEST21、「2010 年度事業報告」
- [14] Association of MBAs, "What is Accreditation", *Accreditation*, August 2013.
- [15] European Foundation for Management Development, "Academic Accreditation", *EFMD International Accreditations*, August 2013.
- [16] Institute Education Sciences, "Integrated Postsecondary Education Data System" *College Navigator of National Center for Education Statistic*, August 2013.
- [17] The Association to Advance Collegiate Schools of Business International, "Accredited Institution", *Accreditation*, August 2013.

<参考資料>経営学委員会審議経過

平成 23 年

- 10 月 5 日 経営学委員会（第 1 回）
- ・ 役員の選出
 - ・ 分科会世話人の決定

平成 24 年

- 4 月 9 日 経営学委員会（第 2 回）
- ・ 「リスクを科学する分科会」経過報告
 - ・ 9 月 1 日開催シンポジウムについて
 - ・ その他分科会設置状況
- 10 月 9 日 経営学委員会（第 3 回）
- ・ 「リスクを科学する」分科会報告（シンポジウム報告）
 - ・ 「高齢者の社会参画のあり方に関する検討分科会」報告
 - ・ 経済同友会との意見交換報告
 - ・ 今後の活動方針

平成 25 年

- 4 月 2 日 経営学委員会（第 4 回）
- ・ 経営学委員会における新規記録について
 - ・ 「経営専門職大学院の認証評価の在り方」についての検討

平成 25 年

- 6 月 28 日 経営学委員会（第 5 回）
- ・ 記録「経営専門職大学院の認証評価の在り方」の役割分担について
 - ・ リスクマネジメント学会との情報交換

付録 経営専門職大学院一覧（平成25年7月時点）

区分	大学院名	研究科名	専攻名	学位名	位置	開設
国立	一橋大学大学院	国際企業戦略研究科	経営・金融専攻	経営修士	東京都	15
	神戸大学大学院	経営学研究科	現代経営学専攻	経営学修士	兵庫県	15
	九州大学大学院	経済学府	産業マネジメント専攻	経営修士	福岡県	15
	小樽商科大学	大学院商学研究科	アントレプレナーシップ専攻	経営管理修士	北海道	16
	香川大学大学院	地域マネジメント研究科	地域マネジメント専攻	経営修士	香川県	16
	筑波大学大学院	ビジネス科学研究科	国際経営 プロフェッショナル専攻	国際経営修士	東京都	17
	東京農工大学大学院	工学府	産業技術専攻	技術経営修士	東京都	17
	東京工業大学大学院	イノベーションマネジメント 研究科	技術経営専攻	技術経営修士	東京都	17
	山口大学大学院	技術経営研究科	技術経営専攻	技術経営修士	山口県	17
	新潟大学大学院	技術経営研究科	技術経営専攻	技術経営修士	新潟県	18
	長岡技術科学大学大学院	技術経営研究科	システム安全専攻	システム安全 修士	新潟県	18
	京都大学大学院	経営管理研究部・ 教育部	経営管理専攻	経営学修士	京都府	18
公立	北九州市立大学	大学院マネジメント 研究科	マネジメント専攻	経営学修士	福岡県	19
	兵庫県立大学大学院	経営研究科	経営専門職専攻	経営管理修士	兵庫県	22
私立	青山学院大学大学院	国際マネジメント研究科	国際マネジメント専攻	経営管理修士	東京都	15
	芝浦工業大学大学院	工学マネジメント研究科	工学マネジメント専攻	技術経営修士	東京都	15
	早稲田大学大学院	ファイナンス研究科	ファイナンス専攻	ファイナンス修士	東京都	16
	東京理科大学大学院	イノベーション研究科	技術経営専攻	技術経営修士	東京都	16
	法政大学大学院	イノベーション・マネジメント 研究科	イノベーション・マネジメント 専攻	経営管理修士	東京都	16
				経営情報修士	東京都	16
	明治大学大学院	グローバル・ビジネス 研究科	グローバル・ビジネス専 攻	経営管理修士	東京都	16
	同志社大学大学院	ビジネス研究科	ビジネス専攻	ビジネス修士	京都府	16
	日本工業大学大学院	技術経営研究科	技術経営専攻	技術経営修士	東京都	17
	関西学院大学大学院	経営戦略研究科	経営戦略専攻	経営管理修士	大阪府	17
	グローバル経営大学院	大学経営研究科	経営専攻	経営学修士	東京都	18
	事業創造大学院	大学事業創造研究科	事業創造専攻	経営管理修士	新潟県	18
	南山大学大学院	ビジネス研究科	ビジネス専攻	ビジネス修士	愛知県	18
	立命館大学大学院	経営管理研究科	経営管理専攻	経営修士	京都府	18
	早稲田大学大学院	商学研究科	ビジネス専攻	経営管理修士	東京都	19
	中央大学大学院	戦略経営研究科	戦略経営専攻	経営修士	東京都	20
SBI 大学院	大学経営管理研究科	アントレプレナー専攻	経営管理修士	神奈川県	20	
株立	ビジネス・ブレークスルー大学大学院	経営管理専攻	経営管理修士	東京都	17	
		グローバルイノベーション専攻	経営管理修士	東京都	20	